

令和 4 年 5 月 27 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

豊川市奨学金返還支援制度 登録事業者募集のご案内

豊川市では、地域産業を支える中小企業者の人材確保を図るため、令和 5 年度以降、市内中小企業者（登録事業者）に就職した方に対する奨学金返還支援制度を創設しました。

この度、下記のとおり、本支援制度の登録事業者として、市と協力して奨学金返還を支援していただける事業者を募集します。

記

1 対象事業者

市内に事業所を有する中小企業者

支援対象者に交付する補助金のうち 4 分の 1 を負担できる事業者

2 支援対象者

大学等を卒業し、就職時の年齢が 35 歳未満の者

市内に居住し、市内の登録事業所に勤務すること

大学等在学中に奨学金の貸与を受け、返還滞納がないこと

3 補助期間

奨学金返還開始月から起算して 3 年間

ただし、就職日が奨学金の返還開始以後であるときは、就職日の属する月から起算して 3 年間

4 補助金額

1 人あたり最大 72 万円（1 年あたり上限 24 万円）

※うち 4 分の 1 を登録事業者が負担

5 登録方法

登録申請書を市 HP からダウンロードし、必要書類を添えてメール、郵送又は窓口へ提出。

6 その他

詳細は下記 URL 及び別添チラシをご参照ください。

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/sangyo/koyoshien/toyokawasyougakukin/index.html>

【お問合せ先】

豊川市商工観光課商工労政係 担当：望月、鬼頭 TEL:0533-89-2140

豊川で働こう！豊川市奨学金返還支援事業

登録事業者募集



豊川市では、地域産業を支える中小企業者の人材確保を図るため、大学等在学中に奨学金の貸与を受けた方が、市内の登録事業者に就職し、市内に居住している場合に、豊川市と登録事業者が協力して奨学金の返還を支援する事業を行っています。

登録メリット1 企業の認知度向上に！

- ・市のHPで登録事業者名、事業内容を掲載します。
市ではチラシやHPを用いて県内外の大学就職支援センターへの周知、成人式などでPRします。
なお、大学生の約半数は奨学金を活用しています。(※)
※独立行政法人日本学生支援機構『令和2年度学生生活調査結果』より

登録メリット2 若者の確保・定着に！

- ・貴社への就業(※)が条件となるため、人材確保にご活用いただけます。
※市内所在の中小企業者に限ります。

登録メリット3 企業の協力金の額は支援額の1/4です

- ・一人あたりの支援額は3年間で最大72万円で、登録事業者の負担は1/4(最大18万円)です。
- ・交付申請がなかった場合の費用は発生しません。

お申込み・お問い合わせ先
豊川市商工観光課商工労政係
電話：0533-89-2140 メール：shoko@city.toyokawa.lg.jp



詳細は裏面へ

豊川市奨学金返還支援事業 事業概要

- 対象事業者 市内に事業所を有する中小企業者
本人に交付する支援金のうち4分の1を負担できる事業者
- 支援対象者 大学等を卒業し、就職時の年齢が35歳未満
市内に居住し、市内の登録事業所に勤務すること
大学等在学中に奨学金の貸与を受け、返還滞納がないこと
- 補助期間 奨学金返還開始月から起算して3年間
ただし、就職日が奨学金の返還開始以後であるときは、就職日の属する月から起算して3年間
- 補助金額 一人あたり最大72万円 ※うち4分の1を登録事業者が負担
(1年あたり上限24万円)



- 登録方法 登録申請書を市HPからダウンロードし、必要書類を添えてメール、郵送又は窓口へ提出

制度の詳細・登録は市HPをご覧ください。

検索

豊川 奨学金返還

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/sangyo/koyoshien/toyokawasyougakukin/index.html>